

刈谷市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号。以下「法」という。)第118条の規定に基づく都市再生推進法人(以下「推進法人」という。)の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の基準)

第2条 推進法人の指定を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) まちづくりの推進を活動目的としていること。
- (2) 次条の規定による申請をする者又はその母体となっている組織にまちづくり活動の実績が十分にあること。
- (3) 市内に事務所を有し、市内で活動を行っていること。
- (4) 法第119条の規定による推進法人の業務の全部又は一部を適正かつ確実に行うために必要な組織体制や人員体制及び必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること。
- (5) 関係行政機関や活動地域内の他の民間組織等と十分な連携を図ることができること。
- (6) 代表者及び従業者が暴力団員(刈谷市暴力団排除条例(平成24年条例第8号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(指定の申請)

第3条 推進法人の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、都市再生推進法人指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 定款

- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革、事務所の所在地を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 現事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) まちづくり活動の地域を示す図面
- (8) 今までのまちづくり活動の実績を示す書面
- (9) 法第119条に規定する業務に関する計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、推進法人の指定に関し参考となる書類(都市再生推進法人指定審査会の設置)

第4条 推進法人の指定に係る審査のため、刈谷市都市再生推進法人指定審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の組織及び運営に関することは、市長が別に定める。
(審査)

第5条 審査会会長は、第3条に規定する申請書を受理した場合は、審査会を招集し、第2条の規定に沿ってその内容を審査するものとする。

(報告)

第6条 審査会の会長は、審査会の経過及び結果を市長に報告しなければならない。

(指定)

第7条 市長は前条の規定による報告を受けたときは、その内容を勘案し、適当と認めるときは都市再生推進法人指定書(様式第2号)により、適当でないと認めるときはその旨を記載した通知書により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 法第118条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 推進法人の指定を受けた者は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ都市再生推進法人業務変更届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（事業の報告）

第9条 推進法人は、事業年度が開始した場合は、速やかに当該事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 推進法人は、事業年度が終了した場合は、速やかに当該事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

（業務の廃止及び指定の辞退）

第10条 推進法人は、その業務を廃止したときは、直ちに都市再生推進法人業務廃止届出書（様式第5号）により市長に届け出るものとする。

2 推進法人は、都市再生推進法人指定辞退届出書（様式第6号）によりその指定を辞退することができる。

3 市長は、第1項の規定による業務の廃止の届出を受けたとき又は前項の規定による指定の辞退があったときは、法第118条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該届出に係る事項を公示するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。